京都府条例に基づく建築物への再エネ導入義務制度等について

令和４年４月２８日
京都府府民環境部エネルギー政策課

本日の内容

１．京都府の再エネを巡る状況

２．京都府の目指す2030年の姿

３．京都府の再エネ施策について①
（条例に基づく義務規定の強化）

４．京都府の再エネ施策について②
（再エネ導入加速・需要創出に向けた取組）

本日の内容

１．京都府の再エネを巡る状況

２．京都府の目指す2030年の姿

３．京都府の再エネ施策について①
（条例に基づく義務規定の強化）

４．京都府の再エネ施策について②
（再エネ導入加速・需要創出に向けた取組）

１－１　京都府内での温室効果ガス総排出量の推移

- ◆ 2019年度の京都府の温室効果ガス排出量　1,255万t-CO2
- ◆ 2013年度比　17.8%減
  （前年度比＋1.6%）

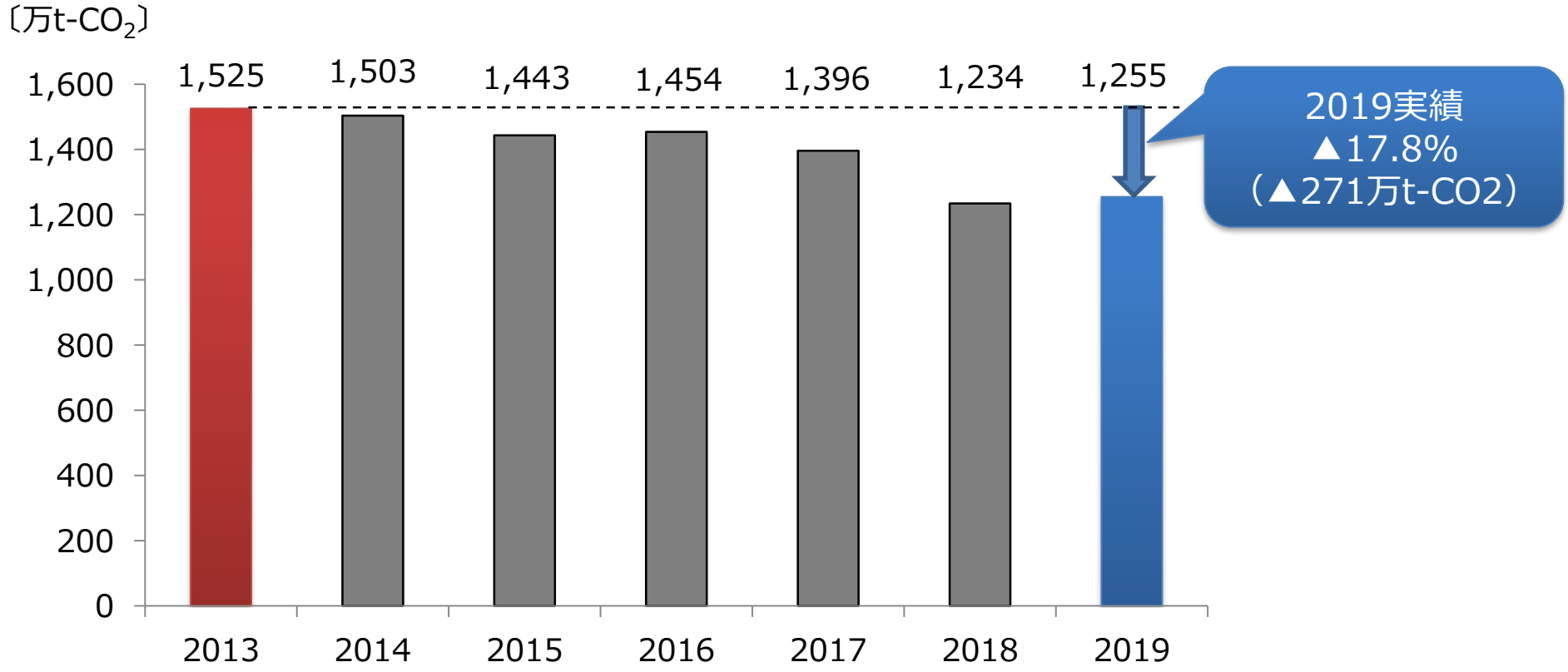

１－２　京都府における総電力需要量と再エネ発電電力量

- FIT制度開始により、太陽光発電を中心に急速に導入拡大。府内総電力需要量に対する府内の再エネ設備の発電電力量の割合は、2014年度の6.9%から、2020年度には11.7%まで増加。
- 2020年度までの６年間で府内の再エネによる年間発電量は5.1億ｋWh増加（43%増）
- しかし、近年はFIT制度の買取価格の低減や適地の減少等の影響により、導入量は伸び悩み。

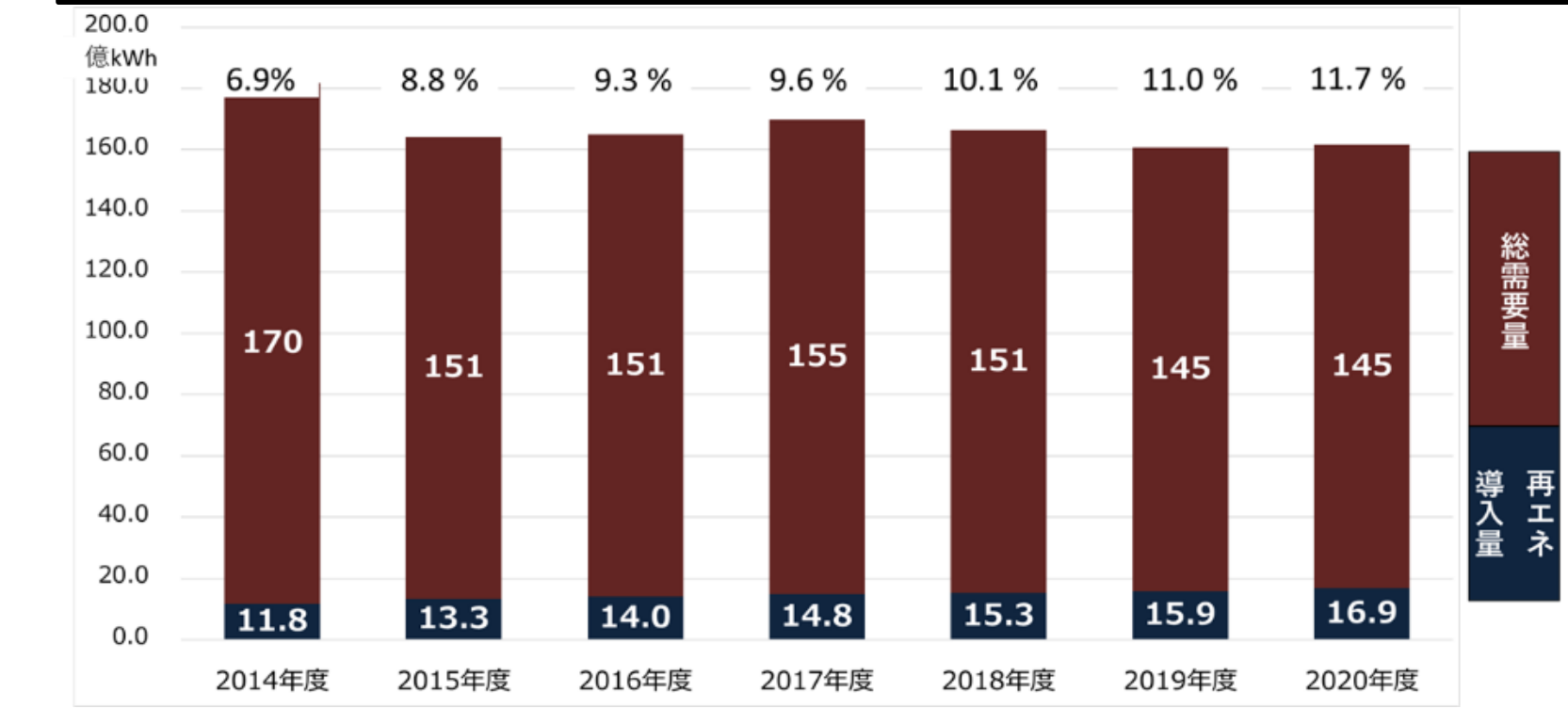

※府内総電力需要量(分母)：R3.12.22都道府県別エネルギー消費統計
再エネ発電電力量(分子)：資源エネルギー庁HP等から京都府推計

１－３　京都府の再エネ自給率（他府県との比較）

- 都道府県により「再エネによる電力自給率」は大きく異なり、既に29道県において「電力販売量に対する再エネ発電電力量の割合」が既に22%（エネルギーミックス水準）を超過
- 京都府は９%程度であり、より一層の太陽光・風力等の導入拡大を図る必要がある。

都道府県別の電力販売量に対する再エネ発電量（FIT認定設備のみ）の割合

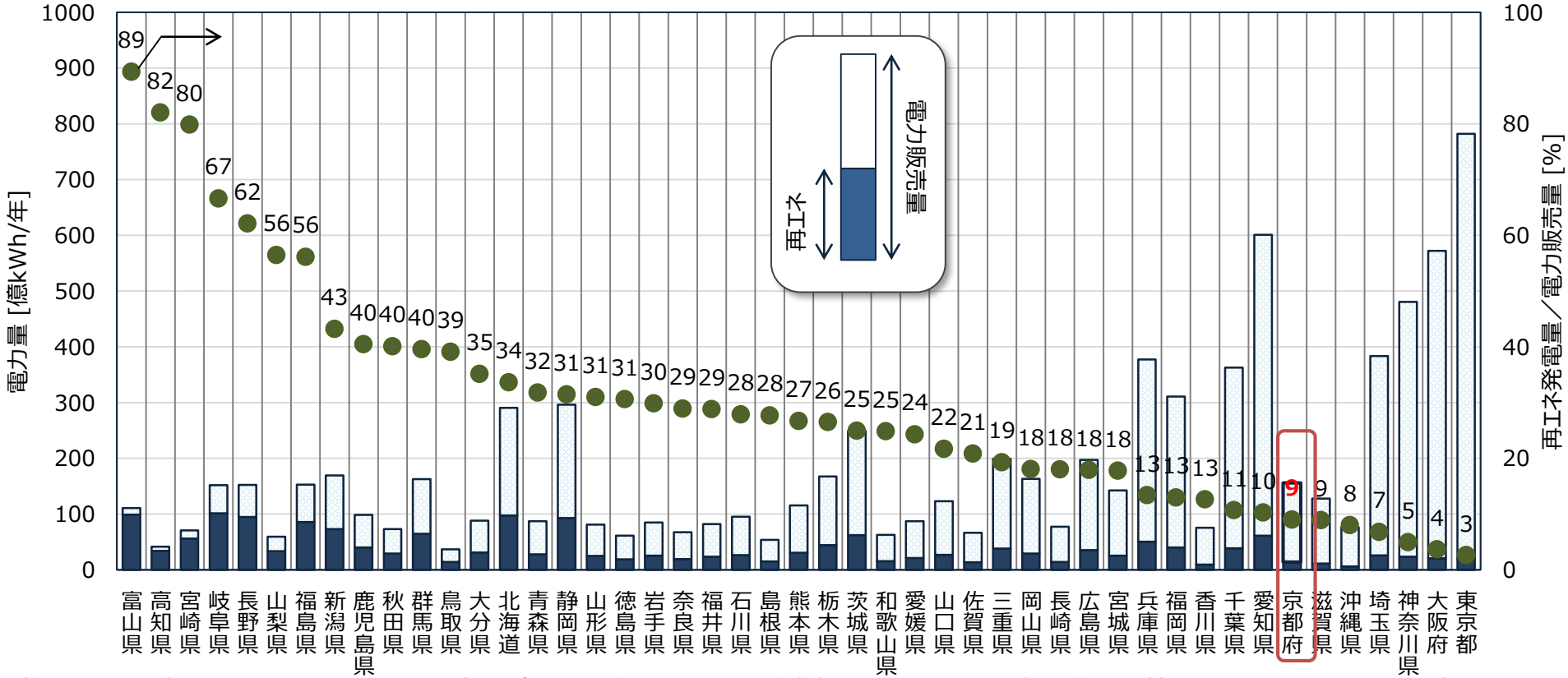

（注）分母は電力消費量ではなく販売電力量のみであり、（エネルギーミックス基準と比較するために）自家消費分を加えると分母は１割程度増加する（京都府の場合７%程度）ことに留意が必要

（出所）分母：資源エネルギー庁「電力調査統計（2018年度実績）」、分子：資源エネルギー庁固定価格買取制度認定情報（2019.6月末時点）

１－４　再エネに関する府の課題認識

新規導入

１．建築物への一層の再エネ導入促進
- 導入ポテンシャルの高い重点分野である建築物に如何に導入促進を図るか？

２．再エネの導入促進（建築物以外）
- 残された適地が減少する中、府内の再エネ投資を促す施策が必要ではないか？

促進

需要創出

３．再エネの需要創出
- 府内企業・府民の再エネ需要は依然高いと言えず再エネ投資を促す需要創出が必要ではないか？

既存電源

４．既存電源の有効活用
- 2030年に向け太陽光の老朽化が進行する中、既存電源の有効活用に資する取組（保守点検等）を如何に進めるか？

基盤整備

下支え

５．再エネ大量導入を支える技術実装
- 再エネの大量導入を下支えする電力需給調整機能の強化（VPP、水素等）に府として取り組む必要があるのではないか？

地域社会の発展

６．再エネの地域との共生・環境調和
- 再エネを巡る景観・防災面等の問題が顕在化する中、地域に受け入れられ、ともに生きる再エネ開発を促進する必要があるのではないか？

７．再エネによる防災・減災力の強化
- 頻発する災害に対して必ずしも有効に再エネが活用されておらず、府民の安心・安全に資する再エネの活用を促進する必要があるのではないか。

出所）令和２年度第１回「再生可能エネルギーの導入等促進プラン委員会」（令和２年７月14日）（事務局資料抜粋）

本日の内容

1．京都府の再エネを巡る状況

2．京都府の目指す姿（2030年、2050年）

3．京都府の再エネ施策について①
（条例に基づく義務規定の強化）

4．京都府の再エネ施策について②
（再エネ導入加速・需要創出に向けた取組）

２－１　京都府：2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

第11回「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式（於：国立京都国際会館、R2.2.11）において、

西脇知事が「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指し、

脱炭素社会の実現に向け、積極的に取組を進めていくことを宣言

「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式での宣言の様子

（参考）2050年「ゼロ宣言」自治体

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体　2022年3月31日時点

環境省

■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする679自治体（41都道府県、402市、20特別区、181町、35村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億1,708万人**※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県（1億494万人）

表明市区町村（8,433万人）

北海道
古平町　月形町　西興部村　八戸市　大館市　水戸市　太田市　山武市　葛飾区　横浜市　加賀市　白馬村　静岡市　志摩市　枚方市　北栄町　善通寺市　武雄市　大分市
札幌市　知内町　秋田県　七戸町　大潟村　土浦市　藤岡市　野田市　多摩市　小田原市　金沢市　池田町　浜松市　南伊勢町　東大阪市　南部町　高松市　佐賀市　宇佐市
ニセコ町　鶴居村　つがる市　鹿角市　古河市　神栖市　夜須町　清安市　世田谷区　鎌倉市　白山市　小谷村　勝岡市　桑名市　泉大津市　米子市　東かがわ市　福山町　日田市
石狩市　八雲町　深浦町　大仙市　結城市　みなかみ町　長野県　豊島区　川崎市　小松市　軽井沢町　牧之原市　多気町　大阪市　鳥取市　丸亀市　小城市　国東市
稚内市　浜中町　佐井村　能代市　常総市　大泉町　四街道市　武蔵野市　富士見市　かほく市　立科町　富士宮市　明和町　堺市　境港市　坂出市　長崎県　別府市
猿払村　鹿追町　岩手県　東根市　高萩市　館林市　千葉市　調布市　三浦市　野々市市　南箕輪村　御前崎市　大台町　豊中市　日南町　宇多津町　平戸市　杵築市
厚岸町　京極町　久慈市　米沢市　北茨城市　嬬恋村　成田市　足立区　相模原市　福井県　佐久市　藤枝市　大紀町　市川市　倉吉市　観音寺市　五島市　宮崎県
喜茂別町　真狩村　二戸市　山形市　牛久市　上野村　八千代市　国立市　横須賀市　坂井市　小諸市　焼津市　紀北町　高石市　島根県　三木町　長崎市　都城市
鹿追町　美深町　八幡平市　朝日町　藤崎市　千代田町　木更津市　港区　藤沢市　福井市　東御市　伊賀市　度会町　堺市　松江市　多度津町　長与町　宮崎市
羅臼町　和寒町　釜石市　真室川町　潮来市　鋸南町　銚子市　渋谷区　厚木市　大野市　松本市　鳥羽市　尾鷲市　能勢町　益田市　愛媛県　時津町　都城市
浦臼町　剣淵町　遠野市　庄内町　守谷市　みどり市　船橋市　新宿区　相模原市　鯖江市　上田市　富士市　近畿府県　河内長野市　明石　松山市　西海市　五ヶ瀬町
当別町　美神岬町　陸前高田市　野田村　飯豊町　鹿嶋市　佐倉市　中央区　富山市　敦賀市　高森町　御殿場市　滋賀県　八尾市　新居浜市　南島原市　日南市
小樽市　九戸村　南陽市　高山村　袋田市　文京区　茅ヶ崎市　長野市　越前市　伊那市　湖西市　近江八幡市　和泉市　愛媛県　伊予市　佐世保市　木城町
紋別市　洋野町　川西町　宮城県　長井市　宮田村　荒川区　寒川町　勝山市　飯田市　浦南市　草津市　熊取町　津和野町　高知県　宇土市　高鍋町
浜小樽市　一戸町　鶴岡市　塩竈市　片品村　南房総市　北区　藤枝市　飯田市　大阪府　袋井市　長浜市　岸和田市　岡山県　四万十市　熊本市　鹿児島県
足寄町　八幡平市　尾花沢市　福川市　秋父市　鹿嶋市　江東区　静岡市　山梨県　高槻市　沼津市　大津市　泉佐野市　岡山市　南国市　宇土市　知名町
更別町　宮古市　白鷗町　埼玉県　熊谷市　品川区　長野県　東アルプス市　三島市　太子町　高石市　倉敷市　津山市　高知市　宇城市　指宿市
清水町　一関市　最上町　小美玉市　所沢市　目黒区　松本市　千代田区　千曲市　京都府　泉佐野市　豊中市　玉野市　高槻市　宇土市　鹿屋市
芽室町　紫波町　天童市　茨城県　深谷市　大田区　松川村　中野区　塩尻市　京都市　藤津市　吹田市　総社市　黒潮町　阿蘇市　熊本市
旭川市　釜石市　東河江市　城陽市　小川町　世田谷区　上野原市　杉並区　小松市　与謝野町　茨木市　本山町　合志市　福岡県　宗像市
美瑛町　岩泉町　福島県　東海村　飯能市　渋谷区　中央市　足立区　長野市　宮津市　岸和田市　福前市　長浜市　福岡市　美里町　宇佐市
名寄市　宮城県　郡山市　五霞町　鶴ヶ島市　中野区　市川市　千代田区　塩尻市　大山崎町　河内長野市　池田市　高槻市　玉東町　南大隅町
大樹町　気仙沼市　大熊町　境町　狭山市　杉並区　松本市　府中市　みよし市　京丹後市　泉佐野市　日高市　交野市　大津町　鹿江町
秩父別町　富谷市　酒江町　取手市　入間市　板橋区　長野市　小金井市　半田市　京田辺市　泉大津市　いの町　泉佐野市　福岡県　菊陽町　阿久根市
鶴居村　美里町　福島市　下妻市　日高市　練馬区　塩尻市　町田市　岡崎市　亀岡市　和歌山県　早良区　大木町　長崎市　長島町
弟子屈町　仙台市　広野町　春日部市　板橋区　飯田市　新潟県　大府市　福知山市　和歌山市　久米南町　福岡市　西区　日置市
三笠市　岩沼市　柏崎市　久喜市　豊島区　北杜市　佐渡市　田原市　舞鶴市　神戸市　久米島町　福岡市　南阿蘇村　和泉市
雄武町　名取市　西宮市　越谷市　練馬区　甲府市　岡谷市　武蔵野市　宇治市　西区　美咲町　北九州市　都城市　南九州市
上士幌町　多賀城市　喜多方市　つくば市　草加市　妙高市　大町市　大阪市　丸亀市　福島区　吉備中央町　久留米市　宮崎市　長崎市
留寿都村　登米市　白河市　日立市　三郷市　富士吉田市　上野市　北区　小牧市　京丹後市　加西市　倉敷市　大野城市　嘉麻市　長崎市
真狩村　塩竈市　栃木県　青梅市　八潮市　甲府市　羽島市　春日井市　宇治市　奈良県　小竹町　福岡市　長崎市
白糠町　亘理町　会津若松市　那須塩原市　行田市　中津川市　常滑市　木津川市　西宮市　戸屋市　甲斐市　宮崎市
千歳市　白石市　北本市　富士見市　川口市　知多市　三田市　太宰府市　山都町　宇検村
検幸町　三芳町　尼崎市　みやま市　荒尾市　沖縄県
北見市　広島県　福岡市　福島町　球磨村　久米島町
登別市　尾道市　宗像市　あさぎり町　竹富町
土別市　小矢部市　富士河口湖町　広島市　古賀市　八代市　沖縄市
富良野市　小長井村　大崎上島町　東広島市　みやこ町　五木村　宮古島市
網走市　丹波山村　三原市　吉富町　人吉市
美幌町　加古川市　中間市
紋別市　宗谷市　山口県　下関市　うきは市
斜里町　長崎県　山口市　朝倉市
清里町　平戸市　柳井市　新宮町
枝幸町　天理市　佐賀県　宮方市
猿払村　三郷町　唐津市　那珂川市
浦臼町　田原本町　鳥栖市　須恵町
新ひだか町　葛城市　玄海町　久山町
様似町　和歌山県　大分県　日高川町
日高町　新宮町
下川町　日高川町
美深町
枝幸町
比布町

府内１４市町が表明済み

＊朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

２－２　新たな温室効果ガス削減目標の考え方

目指す将来像

これまでの長期目標
「2050年度までに
▲80%」

2050年度　**脱炭素で持続可能な社会**
「温室効果ガス実質排出量ゼロ」を目指す

2040年　脱炭素社会に向けた社会の仕組みの構築
※京都府総合計画における20年後（2040年）に実現したい姿

当面の目標

「脱炭素社会に向けた取組を加速化」

2030年度　温室効果ガスの40%以上削減（基準年度：2013年度）

再生可能エネルギーにかかる目標指標を設定

◆府内総電力需要量に対する再エネ発電電力量の割合：25%
◆府内総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合：35%

（数値目標の考え方）
現在の中期目標である、「1990年度比40%削減」相当の目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す

（施策の展開方向）
- 省エネ取組の加速化
- 再エネ導入・利用促進の徹底
- 脱フロン化の推進　等

現　在

◆府内温室効果ガス排出量（2019）	1,255万t-CO2
◆府内総電力需要量に占める再エネ発電量の割合（2020）	11.7%
◆府内総電力需要量に占める再エネ使用量の割合（2020）	26.0%

２－３　京都府の条例・計画の見直し経過

- 平成２２年度に「京都府地球温暖化対策条例」を改正し、全国唯一となる建築物へ再エネ設備の導入・設置を義務付ける制度を制定
- 平成２７年度に、再エネ導入義務を「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に移管し、再エネ導入目標や導入に向けた具体策を定めた「再生可能エネルギーの導入等促進プラン」策定
- 令和２年度に、目標年度・目標数値等に関する条例等を見直し、省エネの取組の加速化、再エネの導入・利用促進の徹底等を図るため改正 ＜条例＞ R2.12改正　＜計画・プラン＞ R3.3改定

条 例	計 画
京都府環境を守り育てる条例 （H7制定）	**京都府環境基本計画（R2改定）** 【計画期限：2030年度】
（個別条例） 京都府地球温暖化対策条例 （H17制定／H22改正／R2改正）	京都府地球温暖化対策推進計画 （H18策定／H23改定／R3改定） 【計画期限：2030年度】 ※地球温暖化対策推進法第21条第3項の規定に基づく「地球温暖　化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」 気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」
再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 （H27制定／R2改正）	再生可能エネルギーの導入等促進プラン （H27策定／R3改定） 【計画期限：2025年度】

本日の内容

１．京都府の再エネを巡る状況

２．京都府の目指す2030年の姿

３．京都府の再エネ施策について①
（条例に基づく義務規定の強化）

４．京都府の再エネ施策について②
（再エネ導入加速・需要創出に向けた取組）

３－１　建築物への再エネ導入義務強化　背景

- 特定建築物制度により、これまでに太陽光のみで169事業所、計6,914kW（平成24年度～令和２年度）の再エネ設備が導入（図１）
- 比較的小規模なケースにおいても義務量を超す導入事例が見られる一方（図２:①）、 大規模建築物でも義務量（一律３万MJ）程度しか導入されない事例が多数あった【課題認識】（図２:②）

令和２年度改正：導入義務量について、図２：①のトップランナー事例の導入量を延床面積当たりで平均化した数値（３０MJ/㎡）に延床面積を乗じたものに強化

図１ 特定建築物への再エネ導入件数の推移（太陽光のみ）

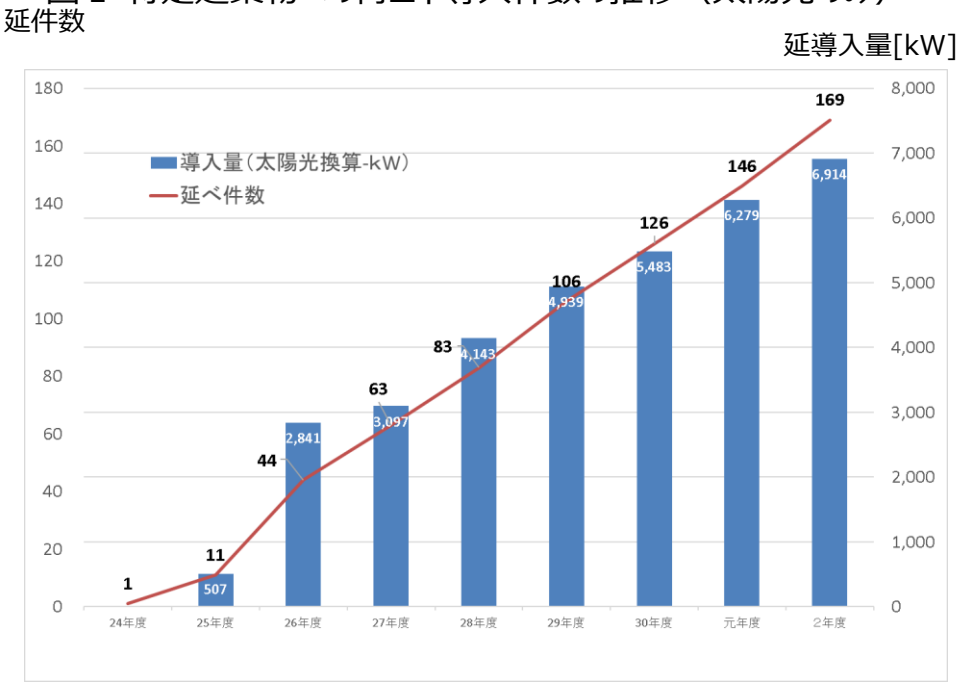

図２　延床面積と再エネ導入量の相関

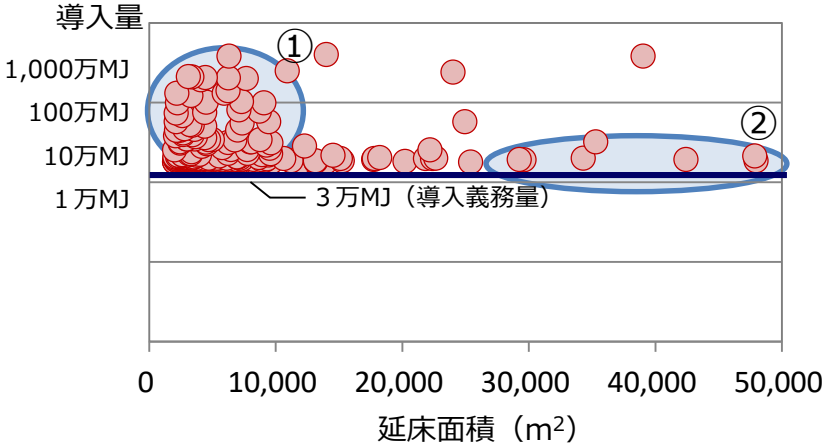

3－2　設計者から建築主への説明義務創設　背景

- 再エネ設備の導入や、省エネ性能を含めた環境性能の高い建築物の普及を進めるには、建築時に建築主が環境性能の高い建築物のメリットを理解し、建築物の仕様に反映することが望ましい。
- 特定建築主を対象に実施したアンケート調査（下図）からは、建築士からの提案内容は建築主による再エネ導入量の決定に大きな影響を与えるが、その提案内容は義務量を満たす程度にとどまるケースが多いことが判明

令和２年度条例改正：建築士に対して、建築主への再エネ設備の導入等に係る情報を記載した書面の交付及び説明義務を創設

① 建築士の施主に対する再エネ設備の導入等に係る情報の書面交付・説明の義務化
② 特定建築物・準特定建築物に対する説明書面の写しの保存義務創設

Q.（今回対象となった特定建築物について）再エネ設備の導入量はどのように決定しましたか。

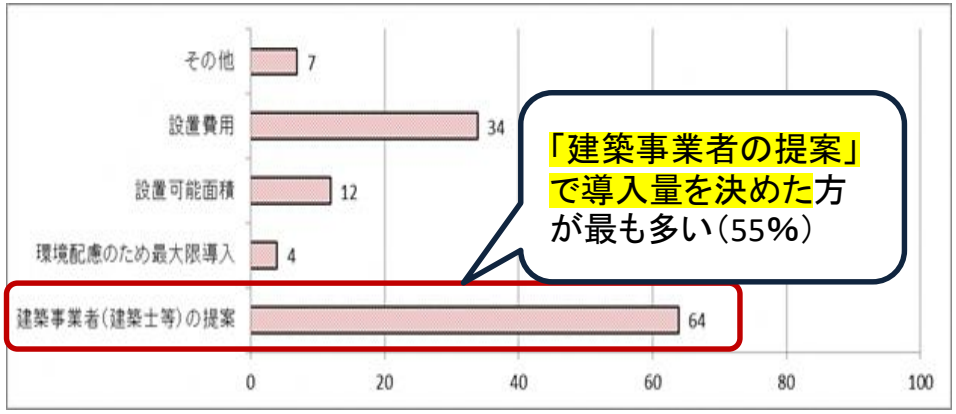

Q.（今回対象となった特定建築物について）建築事業者（建築士等）から、再エネ設備について、どのような提案がありましたか。

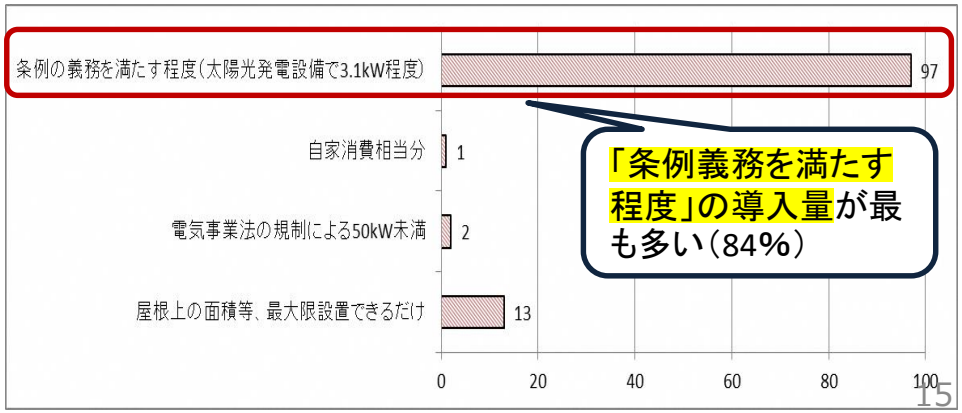

３－３　京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正＜全体＞

- 気候変動の影響とみられる自然災害が頻発する中、**京都府は「2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言（2020年2月）**
- 気候変動にも適応した脱炭素社会の実現に向け、**省エネの加速化、再エネ導入・利用促進の徹底、脱フロン化の推進及び適応策の強化**等の所要の措置

脱炭素で持続可能な社会に向けた目標設定

パリ協定による世界共通の長期目標
「平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分に低く保つとともに1.5℃以下に抑える」

2050年	温室効果ガス排出量**実質ゼロ**
2030年	温室効果ガス排出量**40%以上削減**（2013年度比）
2020年	目標達成に向けた取組強化・仕組みづくり 環境基本計画改定、温暖化対策条例・再エネ条例改正、実行計画改定

新たな目標設定【温対条例】

建築物対策

■ **建築物は再エネ導入ポテンシャルが高く、また長期にわたり温室効果ガス排出量に影響を及ぼすことから、一層の再エネ導入を促進する**

① 再エネ導入義務の強化【再エネ条例】★

- 特定建築物（延床2,000㎡以上）に導入すべき再エネ設備の基準等の改正
- 準特定建築物（延床300㎡以上2,000㎡未満）への再エネ設備導入義務規定の創設

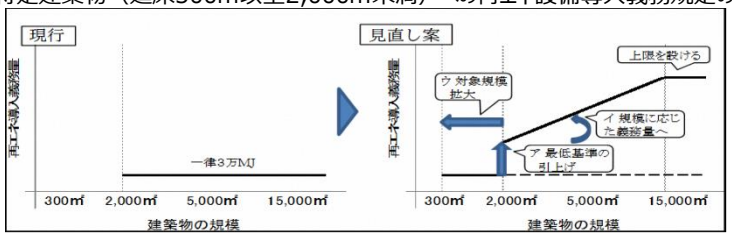

② 設計者から建築主への説明義務創設【再エネ条例】

- 建築士の建築主に対する再エネ設備の導入等に係る情報の書面交付・説明の義務化
- 特定建築物・準特定建築物に対する説明書面の写しの保存義務創設

③ その他改正事項【温対条例／再エネ条例】

- 特定建築物に対する再エネ、府内産木材の導入場所の拡大【温対条例・再エネ条例】
- 除外規定（開放性の高い建築物、仮設建築物等）の創設【温対条例・再エネ条例】

事業者対策

■ **事業活動に伴う温室効果ガスは、2030年度においても排出量に占める割合が高いと試算されることから、さらなる取組を促進する**

① 特定事業者※削減目標の引上げ【温対条例】（指針で規定）

※ 府内における事業活動に係る年間（年度）のエネルギー使用量が原油換算数量で1,500キロリットル以上の事業者等、温室効果ガスの排出量が多い事業者

- 計画書制度の評価基準となる目標削減率を引上げ
  【運輸】１％→２％【産業】２％→４％【業務】３％→６％（いずれも３年間平均）

② 特定事業者の再エネ導入状況報告書制度の創設【再エネ条例】

- 特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設

③ 自立型再エネ導入等計画認定制度の延長等【再エネ条例】

- 中小企業等による再エネ導入等の計画認定＋税制優遇制度の５年間延長
- 上記認定基準への「地域活用要件」の追加

フロン対策

■ **代替フロン※の排出量が増大していることから（2013→2017年で４割増）、代替フロンの排出抑制を促進する**

※ ハイドロフルオロカーボン（HFC）の略称

① 代替フロンの排出抑制等に係る届出制度等の創設【温対条例】

- 冷媒用代替フロンを使用した機器の使用者に対して適切な管理を求める規定を創設
- 特定事業者に対して代替フロンの使用状況等の報告を求める届出制度を創設

その他

① 再配達の削減に係る努力義務規定の創設【温対条例】

- 事業者・府民に対して再配達の削減に努めることを求める規定を創設

② 気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加【温対条例】

- 府、事業者、府民等が気候変動への適応策に取り組むべき事項を明記
- 情報提供、技術的助言等により取組を支援する地域気候変動適応センターの機能確保

施行日　再エネ導入義務の規定強化（★印）は令和４年４月１日
その他は令和３年４月１日

3-1　条例の主な改正内容

1．建築物関係

（１）　建築士から建築主への再エネ導入に係る情報提供の義務規定の創設（令和３年４月１日施行済）

・設計者（建築士）は書面で説明し、書面の写しを３年間保存（延べ床面積300m²未満は保存義務対象外）
・令和４年４月１日以降に建築確認申請を行う建築物が対象

（２）　特定建築物（2,000m²～）の再エネ導入義務量の強化
準特定建築物（300～2,000m²）の再エネ導入義務の創設（令和４年４月１日施行）

●特定建築物（義務量強化）
　３万MJ→６万MJ～45万MJ（上限）
　　（30MJ×床面積（新築又は増築面積））
●準特定建築物（導入義務の創設）
　　無し→一律３万MJ
　※３万MJ≒太陽光３ｋＷ

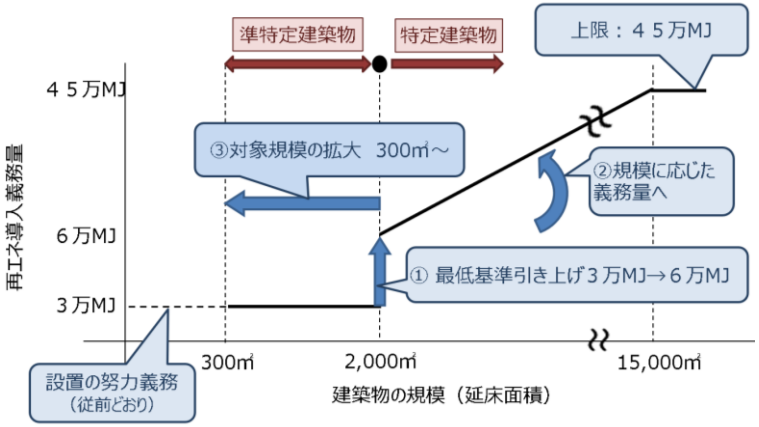

2．特定事業者関係

（１）　計画書制度の評価基準となる目標削減率を引上げ（第５計画期間：令和５年度～）

・指針を改定し、【運輸】１％→２％【産業】２％→４％【業務】３％→６％（３年間平均）へ引き上げ

（２）　再エネ導入状況等報告制度の創設（令和３年４月１日施行）

・特定事業者による再エネ導入等の取組を促進するため、再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設するとともに、導入等の基準（35%）を設定（令和３年度実績を令和４年７月末までに提出）

（３）　代替フロン使用状況等報告制度の創設（令和３年４月1日施行済、令和４年度より提出）

・特定事業者に冷媒用代替フロンの放出及び漏出の防止措置を促すための報告・公表制度を創設

３－２　京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第２期）R3.3改定

■基本的な考え方

- 2050年の脱炭素で持続可能な社会の実現を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、2030年度までに再エネの導入・利用が標準となり、環境・経済・社会が好循環するための価値観・仕組みの浸透を目指す
- その実現に向け、本プランの計画期間である2025年度までに、京都ならではの「豊かな自然環境と共生し多彩な文化を生み出す力」や「京都のまちづくりを支える力」を活かしたエネルギー政策を展開

■プランの目標

	目標指標	2020年度実績	2025年度	2030年度
作る側	府内の総電力需要量に対する府内の**再エネ発電電力量の割合**	１１.７％	１５％	２５％
使う側	府内の総電力需要量に占める**再エネ電力使用量の割合**	２６.０％	２５％	３５％

「使う側　再エネ電力使用量の割合」の数値目標を新たに設定

■施策の基本方針

再エネの導入加速	再エネの需要創出	地域共生型の再エネ事業の普及促進	2030年以降を見据えたイノベーション・担い手育成
➢ 建築物への省エネ施策と一体的な太陽光発電・太陽熱設備の導入促進 ➢ 周辺環境に配慮したウィンドファームの導入に向けた施策の実施　etc	➢ 企業・府民の再エネ調達を促すための意識醸成 ➢ 再エネ電気の調達を望む中小企業・府民が再エネ電気を調達しやすい仕組みの創出 etc	➢ 地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入促進 ➢ 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組の促進 etc	➢ 産学官連携による再エネ関連技術の実装及び府内企業の事業機会の創出 ➢ 次代を担う子どもたちへの環境教育や再エネ事業の担い手育成 etc

３－３　再生可能エネルギー利用設備の設置基準

改正前（平成24年～）

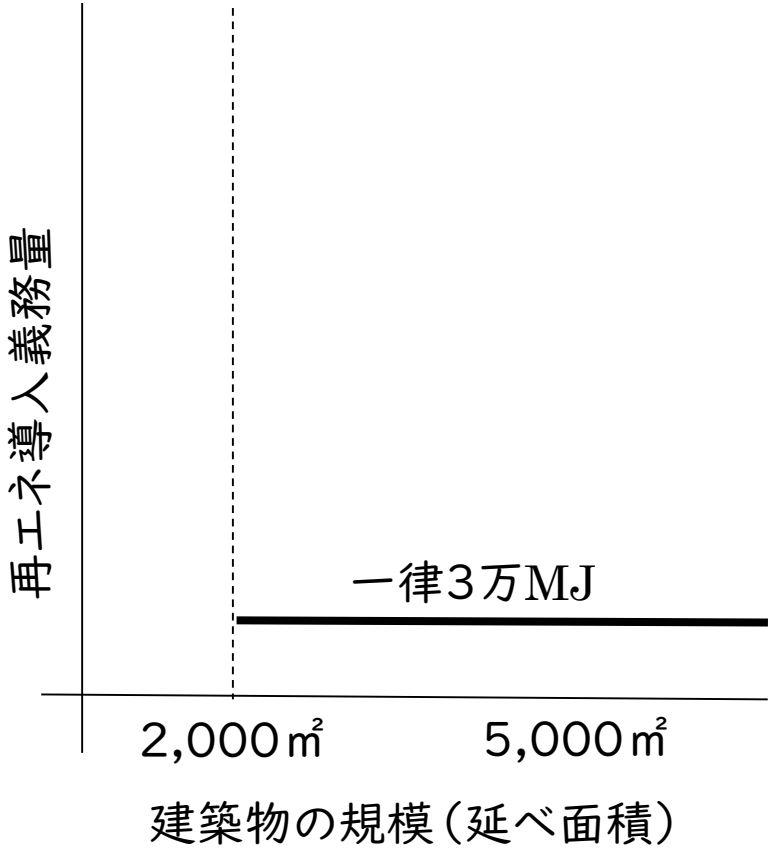

改正後(令和4年4月施行)

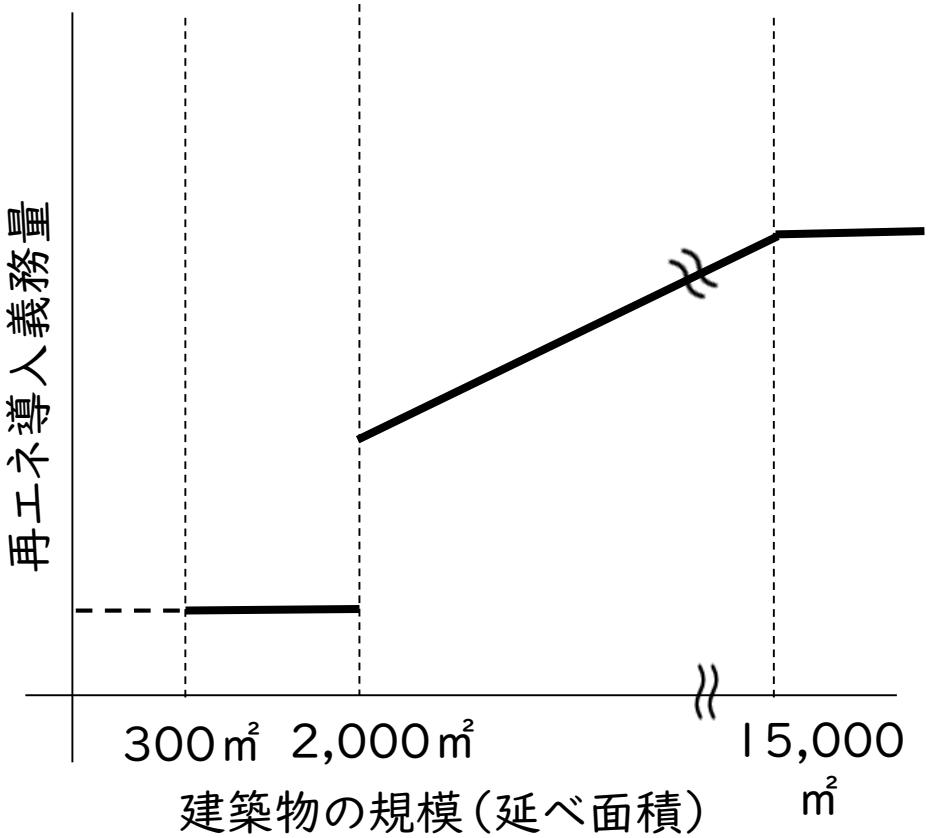

３－４　再生可能エネルギー利用設備の設置基準

令和４年４月～

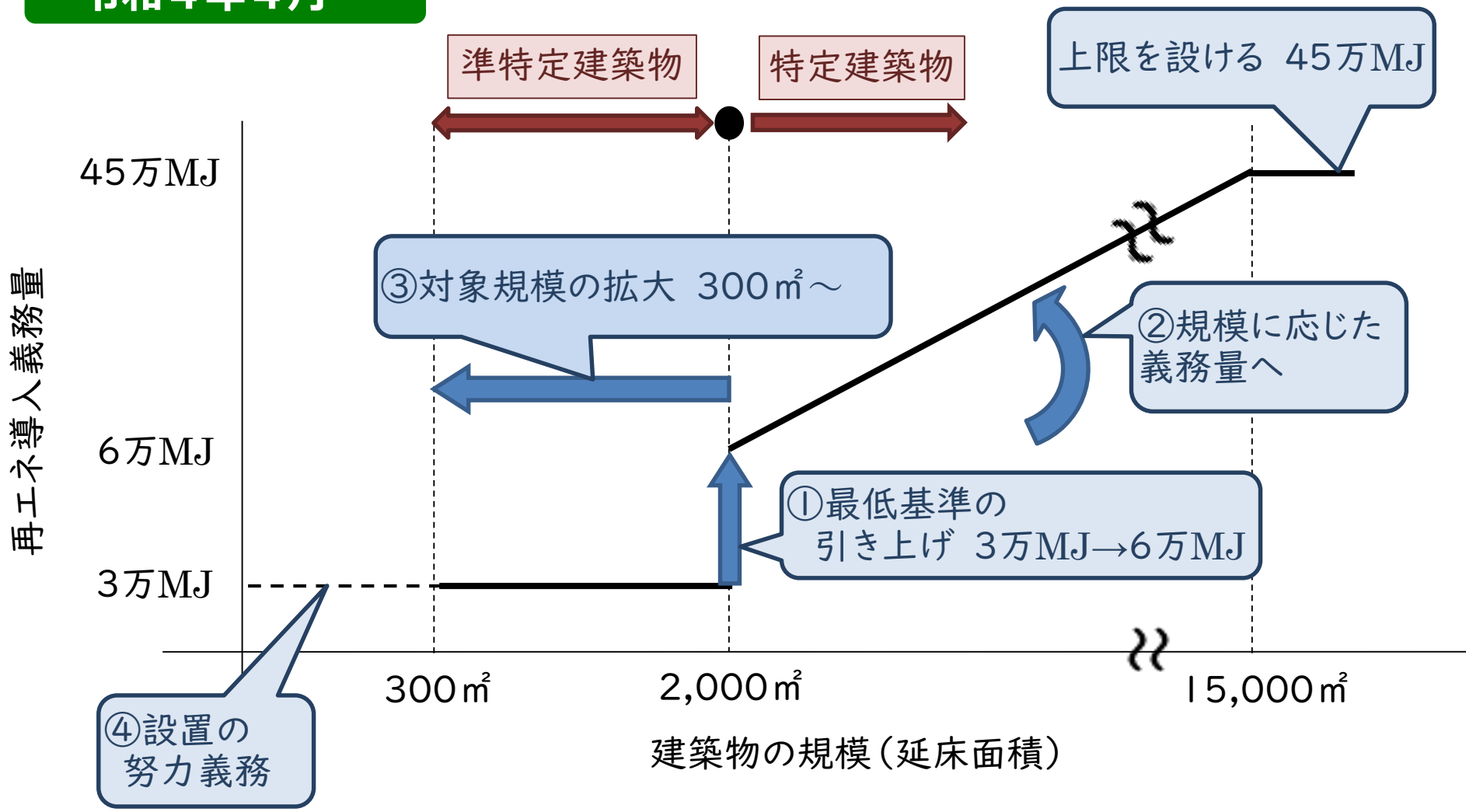

3－5　建築物に関する改正概要①

建　築　主　の　義　務

○ 特定建築物（延べ床面積2,000㎡以上の新築・増築）

再生可能エネルギー利用設備の設置　【令和4年4月施行】　**強化**

改正内容：設置基準の引上げ
（一律3万MJ→6万MJ～45万MJ（30MJ/㎡×延床面積））
設置場所の拡大
（建築物 → 敷地内（駐車場や既存建物の屋根等））

○ 準特定建築物（延べ床面積300㎡以上～ 2,000㎡未満の新築・増築）

再生可能エネルギー利用設備の設置　【令和4年4月1日施行】　**新設**

改正内容：設置義務の対象に追加し，基準は3万MJ（一律）

（適用除外）京都市域　：　京都市が別途定める
京都市域外：　建築面積が150㎡未満の場合
又は知事が別に定めるものの場合

３－５　建築物に関する改正概要②

設計者（建築士）の義務

再生可能エネルギー利用設備の設置の促進　【令和3年4月1日施行】

改正内容：建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に関する説明
説明書面の保管（工事完了後3年間）

再エネ導入義務に先んじて説明義務を施行することで、周知を図る

3－6　設計者（建築士）の義務：再エネ導入に係る説明義務

【施行済】

○ 新築・増築（延べ床面積10㎡未満を除く）

改正内容：建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に関する説明義務
説明書面の保管義務（工事完了後3年間）

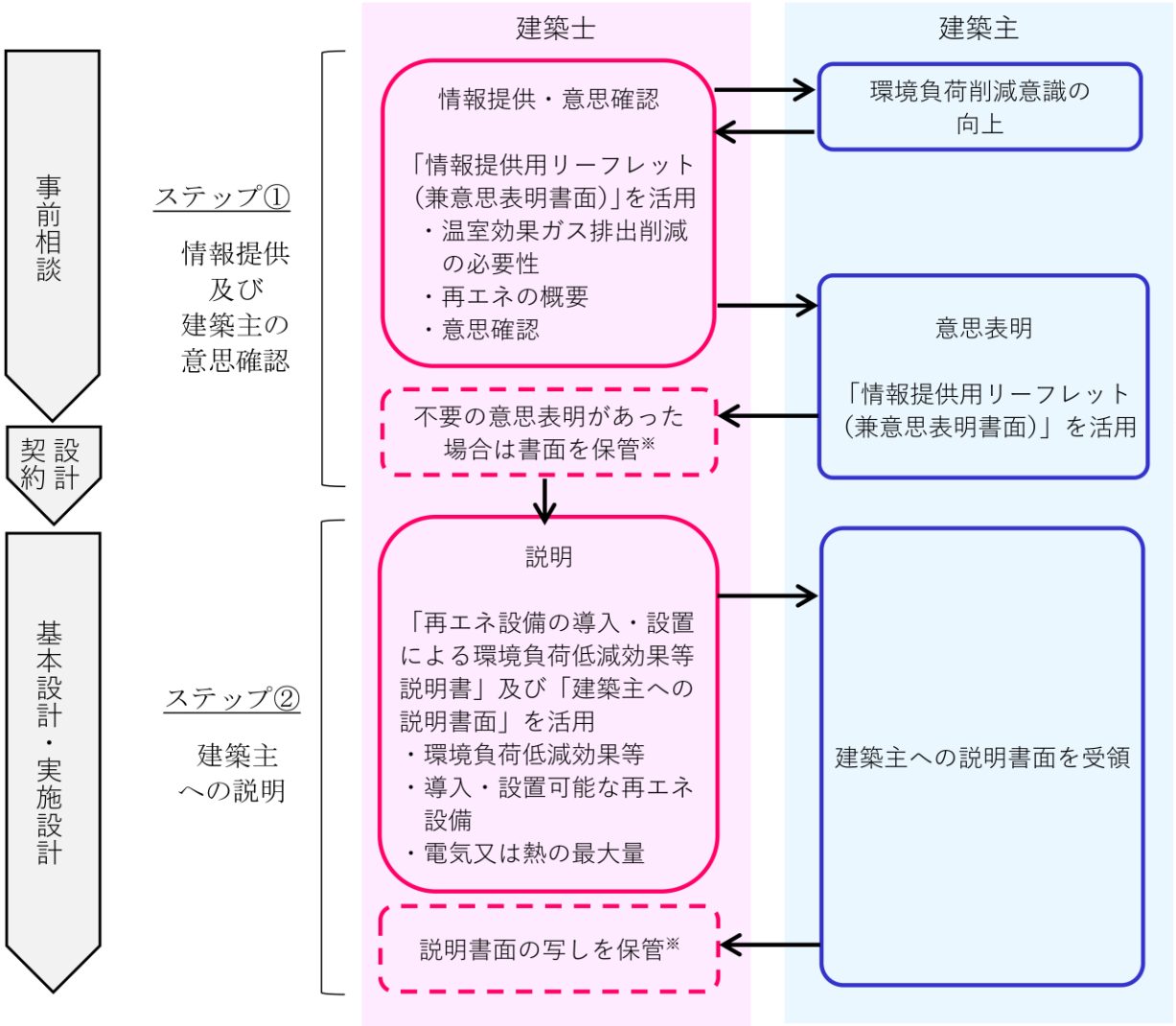

【補足】

- 説明義務は，建築主から説明を要しない旨の意思の表明（書面）があった場合には非適用
- 説明書面の保管義務は，京都市域外の300㎡未満の建築物には非適用

３－７　設計者（建築士）の義務：再エネ導入に係る説明義務

説明に当たっては，京都府及び京都市のホームページに掲載している手引きや説明資料等をご活用ください。

【京都府ホームページ】

- 建築物における再生可能エネルギーの導入等に係る建築士の説明義務制度（令和3年4月1日施行）

http://www.pref.kyoto.jp/energy/architect-explanation.html

説明義務制度の手引き

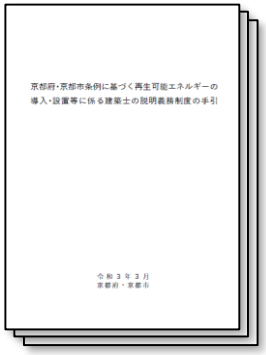

再エネ利用設備の導入・設置のお願い（リーフレット）

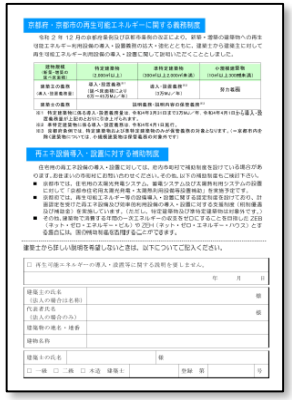

再エネ設備の導入・設置による環境負荷低減効果等の説明書

３－８　建築物に関する改正概要

○ 再生可能エネルギー利用設備に係る改正（まとめ）

建物規模 （新築・増築の延べ床面積）	特定建築物 （2,000㎡以上）	準特定建築物 （300㎡以上2,000㎡未満）	小規模建築物 （10㎡以上300㎡未満）
建築主の義務 （導入・設置義務量）	導入・設置義務※1 （延べ床面積により6万～45万MJ／年）	導入・設置義務※2 （3万MJ／年）	努力義務
建築士の義務	説明義務・説明内容の保管義務※3		

※1　特定建築物に係る導入・設置義務量は，令和4年3月31日まで3万MJ／年，令和4年4月1日から導入・設置義務量が上記のとおりに引き上げられます。

※2　準特定建築物に係る導入・設置義務は，令和4年4月1日施行。

※3　京都府条例では，特定建築物および準特定建築物のみが保管義務の対象となります。（＝京都市内を除く建築物については，小規模建築物は保管義務の対象外です）

本日の内容

１．京都府の再エネを巡る状況

２．京都府の目指す2030年の姿

３．京都府の再エネ施策について①
（条例に基づく義務規定の強化）

４．京都府の再エネ施策について②
（再エネ導入加速・需要創出に向けた取組）

家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金

- 府内の市町村が一定額を負担することを条件に府市協調で、太陽光発電設備と蓄電池を同時設置する家庭に補助
- スマート・エコハウス促進融資、みんなのおうちに太陽光（太陽光発電設備グループ購入事業（★令和４年度新規事業））と併用可能

＜府補助額＞

- 太陽光：１kW当たり 10千円 、上限 40千円
  （ただし２ｋW以上に限る）←令和４年度から要件追加
- 蓄電池：１kWh当たり 15千円 、上限 90千円
- 合計額の上限は　130千円

府最大　13万円上乗せ
太陽光発電：１　万円　/ｋW（上限４万円）
蓄電池　　：1.5万円/ｋWh（上限９万円）

＋

市町村独自補助金額
金額は市町村により異なる。

京都０円ソーラー（初期費用ゼロ）事業

- ０円ソーラー制度の普及を図るため、導入を希望する府民と事業者とのマッチングサイト（プラットフォーム）を京都市とともに運営
- 併せて、家庭向けには、事業者を通じて府が１０万円相当額の導入補助を実施
- 令和４年度は４月からプラットフォームにて補助金プラン受付開始

０円ソーラーとは

太陽光発電設備設置事業者が太陽光発電設備を設置し、住宅所有者から月々の電気代や設備リース代、余剰電力の売電収入などを得ることで、住宅所有者が初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する新たなビジネスモデル

１０万円相当の導入補助内容

府内事業者による施工など一定の要件を満たした「０円ソーラー」プランにより、太陽光発電設備を導入した府民に対して、最大１０万円相当額を「０円ソーラー」事業者から還元※1

＜還元方法＞※2

①現金交付
②月々の電気料金から定額割引
③月々のリース料金から定額割引

※1　事業者へは府から補助。予算の上限に達し次第終了。
※2　「0円ソーラー」事業者のプランによって還元方法は異なります。

約200件
の見積依頼有
R3.9.15～

申込方法：京都0円ソーラープラットフォーム
https://kyoto-pv-platform.jp/

太陽光発電設備等共同購入事業（みんなのおうちに太陽光）

- 京都府・京都市と協定を締結した事業者が、府民等に対して、太陽光発電設備等の購入希望者を募り、とりまとめてオークションを実施
- 最もお得な価格を提示した施工事業者が、希望者にプランを提示し、購入希望者が納得された場合に設置
- 令和４年度から、京都市（令和２年度～実施中）と連携して府内全域で実施

購入プラン

- 太陽光のみ（10ｋW以上）
- 太陽光＋蓄電池
- 蓄電池のみ（太陽光を設置している者）

目　的

- 太陽光のみ、蓄電池のみを設置したい府民等を支援（家庭向け補助金は、太陽光＋蓄電池の同時設置が条件）
- 固定価格買取期間経過後に蓄電池のみ設置したい方を支援することで、府内の再エネの自家消費を促進

再エネ電力グループ購入事業（EE電）

- 京都府・京都市と協定を締結した事業者が、府民や商店等に対して、再エネ電気への切替希望者を募り、とりまとめてオークションを実施
- 最もお得な価格を提示した小売電気事業者が、希望者にプランを提示し、切替希望者が納得された場合に切替
- 令和４年度においても第４回キャンペーンを実施予定（詳細は未定）

ＥＥ電３大メリット

- 参加者が集まるほど電気代がおとくに
- 電気の切替が簡単
- エコな電気の拡大

第３回キャンペーンの募集

- 再エネ１００％電気を提供
（第２回までの35%から引上げ）
- 電気代が年間約15,000円（約10%）お得に(※)

※関西電力従量電灯A契約の4人家族の場合

- 過去３回では延べ約2,100世帯の登録有

スマート・エコハウス促進融資

- エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅（スマートハウス）の普及を促進するため、住宅への太陽光発電設備等の設置を支援する融資制度
- 家庭向け自立型再エネ補助金、みんなのおうちに太陽光（太陽光発電設備グループ購入事業（★令和４年度新規事業））と併用可能

融資のポイント

融資限度額	３５０万円	利率	年０．５％	融資期間	10年以内

対象設備※中古品は対象外

①太陽光発電設備　②太陽熱利用設備　③家庭用蓄電池　④エコキュート　⑤エコジョーズ　⑥エネファーム　⑦V2Hシステム　⑧薪ストーブ　⑨ペレットストーブ

お申込ができる方

- 住所が京都府内にあること（※）
- 年齢が満２０歳以上満７０歳未満かつ償還完了時における年齢が満７５歳未満であること

※取扱金融機関が信用金庫の場合は、当該金庫の営業地域内に居場又は勤務されている方に限ります。

対象住宅

- 申込者が府内に居住している住宅（一般型）
- 親等（※3）が府内に居住している住宅（親孝行型）

※3　申込者の父母、祖父母、配偶者の父母、祖父母であって、申込者と同居していないこと。年齢が満６０歳以上であること。

京都再エネコンシェルジュ

- 京都府内の再エネ導入拡大を図るため、府民が安心して気軽に再エネ導入について相談できる専門家を養成し、京都府が認証

- 近年、認証者数が減少傾向であり、住民から再エネ導入などの相談があれば、積極的にご紹介いただくとともに、環境イベント等、活動の場の提供についてもご検討いただきたい

認証対象者

- 京都府内の住宅への再エネ導入を積極的に推進する方
- 再エネ導入に係る研修（６時間程度）を受講し、認証試験に合格した方

住宅新築・リフォームに関する工務店・ハウスメーカー等の事業者、家電販売及び屋内電気工事を行う事業者等を中心に、関係事業者・一般を問わず、コンシェルジュ活動（府民に直接再エネ導入を積極的かつ適切に説明を行うこと）が可能な方

認証者数：200名以上（R4.4.1時点）

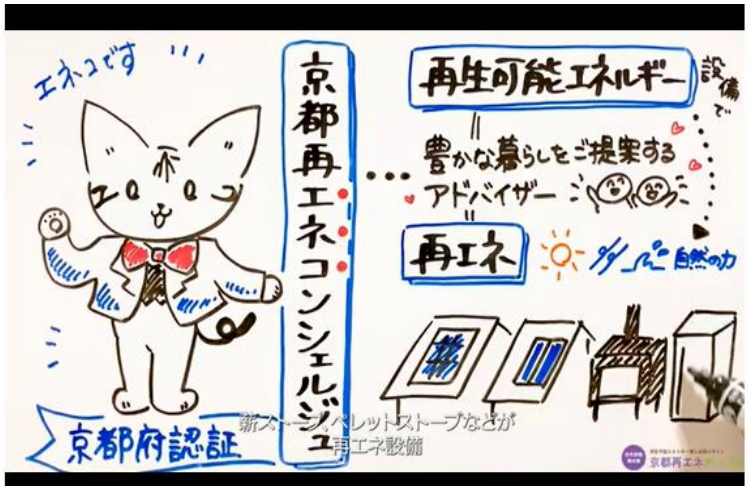

京都再エネポータル - 再生可能エネルギー導入お助けサイト（住宅新築・増改築）(kyoto-saiene.net)

事業者向け自立型再生可能エネルギーの導入支援制度

- 再エネ条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた中小企業者等による再エネ等設備の同時導入に要する経費の一部を補助

		対象事業（事業者向け）
対象者		中小事業者（資本金の額１億円以下）、社会福祉法人、学校法人、個人事業者等
対象事業		再エネ設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自己消費を目的として発電を行う必要 ※自己消費を目的とするため、固定価格買取制度等による全量売電は対象外 ※災害等の非常時に、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
対象設備		○再エネ設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電） ○効率的利用設備（蓄電池、エネルギー・マネジメント・システム（EMS）） ※
支援制度		計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を選択可能
	税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価格の１／３（上限1,000万円）
	補助金	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ・効率的利用設備２種同時の場合　設備取得価格の１／２（上限400万円） ・効率的利用設備１種の場合　設備取得価格の１／３（上限400万円）

多様な再生可能エネルギー設備の導入支援制度

- 多様な再生可能エネルギーの普及の促進に向け、以下の設備導入に対し支援
  ①小水力発電設備　②太陽熱利用設備　　③木質バイオマスボイラー
- 令和３年度に、土地等を賃借して設備設置する者に対象拡大

補助対象者

補助対象設備を設置する土地又は建物の所有者のほか、土地等を借りて設備を設置する者等

申請受付期間

令和４年４月～予算額に達するまで
（令和５年３月10日までに補助事業が完了するものに限る。）

補助対象設備	補助率	補助限度額
小水力発電設備 （出力1kW　1，000kW）	1／5	400万円
太陽熱利用設備 （太陽集熱器の総面積5㎡以上）	1／3	400万円
木質バイオマスボイラー （木質チップ・ペレット等を燃料とするもの）	1／5	400万円

事業者向け自立型再生可能エネルギーの導入支援制度

京都府再エネ条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた京都府内の中小企業者等が、認定された設備（再エネ設備及び効率的利用設備（蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等））の導入に要する経費の一部を補助

		対象事業（事業者向け）
対象者		中小事業者（資本金の額１億円以下）、社会福祉法人、学校法人、個人事業者等
対象事業		再エネ設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自己消費を目的として発電を行う必要 ※自己消費を目的とするため、FITによる全量売電は対象外 ※災害等の非常時に、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
対象設備		○再エネ設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電） ○効率的利用設備（蓄電池、エネルギー・マネジメント・システム（EMS）） ※災害等の非常時に、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
支援制度		計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を選択可能
	税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価格の１／３（上限1,000万円）
	補助金	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ・効率的利用設備２種同時の場合　設備取得価格の１／２（上限400万円） ・効率的利用設備１種の場合　設備取得価格の１／３（上限400万円）

次代を担う子供たちへの環境学習の実施

■京都こどもエネルギー検定（オンライン再エネ学習教室）（R3.8. 2～9. 12）

- 次代を担う子ども達に環境・エネルギーについて学習できる機会を提供するため、府内の小学４年生以上の子どもと保護者を対象に「京都こどもエネルギー検定（WEB）」を実施（コロナ禍のためWEB実施）
- 検定対策動画を用意し、地球温暖化や再エネ、省ＣＯ2等の解説をクイズ形式で出題
- 抽選で夏休みの宿題にも使える工作グッズをプレゼント

検定受検者数：932人
合格者数　　：557人

非化石証書の活用による庁舎電力の再エネ100%化

令和３年度に創設された、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が運営する再エネ価値取引市場から非化石証書を購入し、本庁舎における令和３年度使用電力の再エネ100%化を実施

内容

購入量　：4,900,000kWh（0.44円/kWh）
購入方法：入札により決定した仲介事業者を通じて購入

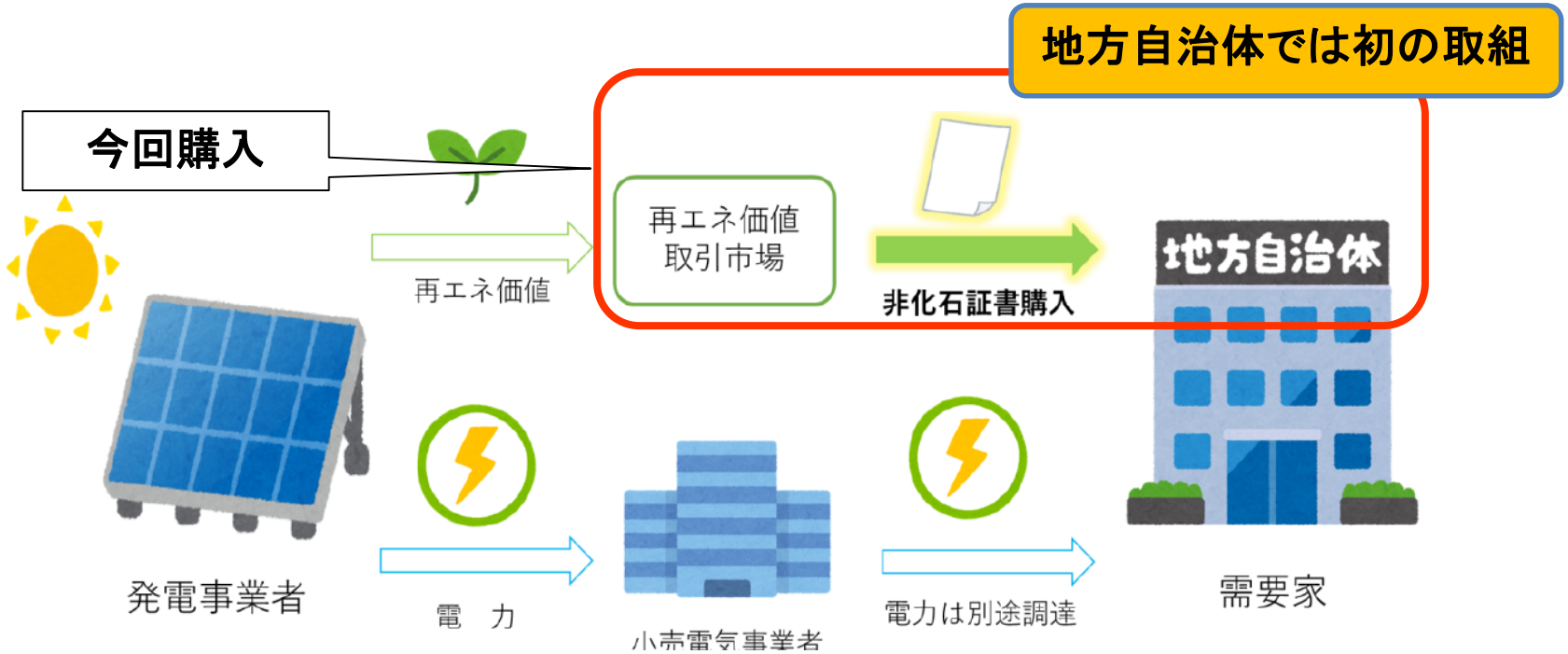

令和４年度　府の再エネ導入支援等まとめ

★Ｒ４年度実施予定の新規事業

内容	家庭	事業者
導入＋利用拡大	他の支援策と**併用可** ・家庭向け自立型再エネ補助金（市町連携） ・スマート・エコハウス促進融資 ★太陽光パネル等共同購入事業（R4～）	他の支援策と**併用可** ・事業者向け自立型再エネの導入支援制度 ★事業者向け太陽光（10kW～）の共同購入事業（検討中）
	京都0円ソーラー（家庭・事業者向け） 家庭向け0円ソーラー導入支援補助金	
	建築物への再エネ導入義務強化（300㎡～）＜条例＞	
利用拡大	・再エネ電力共同購入事業	・特定事業者の再エネ導入状況報告制度の開始（R4～）＜条例＞

府の率先垂範

・府庁の省エネ・創エネ実行プラン

（府有資産へのPPAによる再エネ導入と再エネ100%電気の利用の促進）